

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アイヌ文化紹介システム更新業務		
発 注 課	市) 市民生活部アイヌ施策課		
選 定 事 業 者	ソニーマーケティング株式会社B 2 B ソリューション営業本部エリア営業1 部		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの来館者がアイヌ文化に対する理解を深めることができるよう、アイヌ文化を紹介するシステムを構築する業務である。 本業務では、地下鉄南北線さっぽろ駅構内の「アイヌ文化を紹介する空間」（ミナパ）に設置した「ハコニワコタン」及び「タッチパネル端末」（以下「ハコニワコタン等」という。）のコンテンツ及びシステムをカスタマイズした上でアイヌ文化交流センターに導入することとしている。 本業務を実施するためには、導入するシステム全体についての基本的な知識に加えて、別途調達する機器の仕様に応じたシステムの設定や機器のセッティング、調整などを行うための知識と経験が必要不可欠である。 これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは、ミナパにおいてハコニワコタン等の開発を実施したソニーマーケティング株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
決 定 日	令和6年1月15日		